

6 駐車場（道路附属物としての駐車場）

基本的考え方

自動車は誰もが自由に移動するための重要な手段の一つである。駐車場内での移動距離・動線に配慮し、車いす利用者用駐車スペースを確保するとともに、施設へスムーズにアクセスできるようにする。

整備基準	駐車場（道路附属物としての駐車場）	解説図
<p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な配慮をするとともに車いす利用者用駐車スペースを1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす利用者用駐車スペースは、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 駐車場の出入口、便所等に可能な限り近くに配置する等、車いす利用者にとって最も利便性が高い場所に設けること。ロ 幅は、350センチメートル以上とすること。ハ 車いす利用者用駐車スペースである旨を見やすい方法により標示すること。 <p>(3) 車いす利用者の主要な動線となる通路の有効幅員は、175センチメートル以上とすること。</p>	<p>図 6-1 駐車場の整備</p> <p>図 6-2 誘導看板例</p>	

整備基準の解説

- ・ここでは道路法に基づく道路附属物として、道路管理者が管理する駐車場について定める。
 - ・便所、休憩施設等の建築物の配備にあたっては、別掲の「建築物」の各項に準じたものとする。
 - ・施設内の通路の段差や路面等については、前掲の「道路」の「2 歩道等 4-6 頁」の項に準じたものとする。
- (注意) 地下駐車場については、「駐車場設計・施工指針同解説」に基づくものとするが、あわせて別掲の「建築物」の「5 駐車場 2-24 頁」「10 昇降機 2-56 頁」「8 階段 2-46 頁」「12 便所 2-74 頁」等の項に準じたものとする。

図 6-1 駐車場の整備

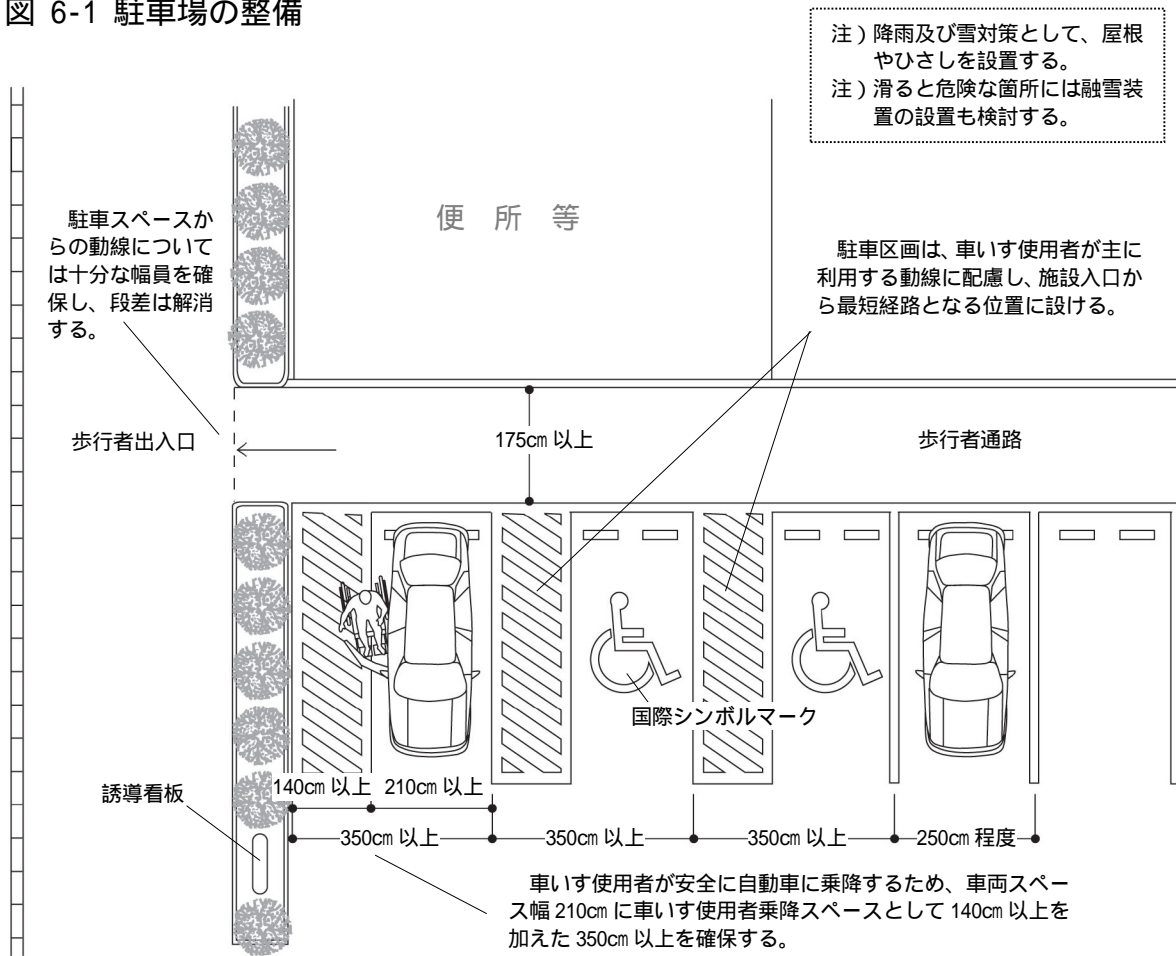
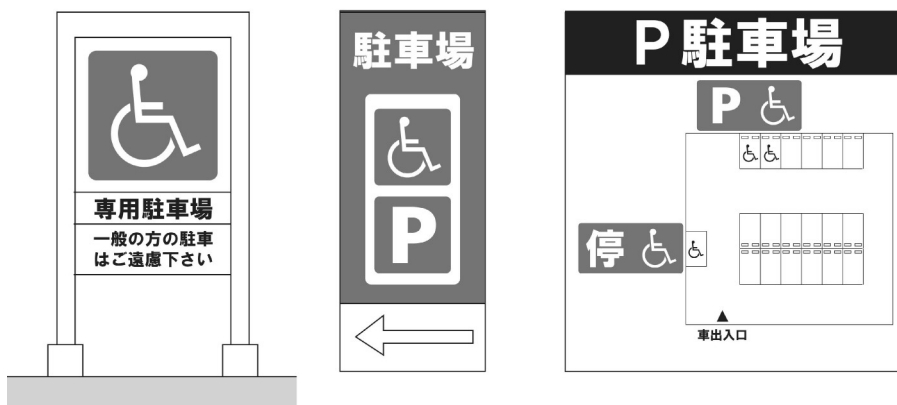


図 6-2 誘導看板例

・駐車場で、車いす使用者用駐車スペースをわかりやすく案内するとともに、駐車してからの動線の案内を明示する。



施工、管理、人的対応の留意事項

- ・車いす使用者用駐車スペースに一般の人が駐車しないよう、モラルの向上に努める。
- ・一般の人が使用しないように車いす使用者用駐車スペースにパイロン等を設置してある場合があるが、車いす使用者本人は移動させにくく、また、駐車場管理者等が不在で対応できない場合もあるので避ける。